

## 夢洲の IR カジノ予定地と大阪市

5月11日に提出した大阪 IR カジノ予定地に関する住民監査請求について、7月8日付で請求結果が通知された。監査の結果は「協議によっても監査委員の合議が調わなかった」、いわゆる合議不調であった。では、これからどうするか。合議不調という異例な監査結果を踏まえて、住民訴訟に向けて準備を進めている。

私も請求人の一人として、86 ページにわたる監査結果の「通知」を何度も読んで、レポートなどを書いたりしている。とくに注目しているのが、別紙「質問項目 1 監査請求事項全般について(回答)」である。

行政委員会事務局職員が、IR 推進局及び大阪港湾局職員に対して、本件住民監査請求について、概括的な見解を求めたところ、別紙のとおり説明があったと書かれている。担当部局が住民監査請求に対して反論を展開し、夢洲への IR カジノ誘致の「正当性」を繰り返し述べている。大阪市の「居直り」「開き直り」のような指摘が多く、読んでいて腹が立ってくる。でも提訴するにあたり、論点が明確になり、貴重な資料でもある。第1はじめに、第2 IR 事業用地の土壤汚染、第3 違法な財務会計上の行為などで構成されているが、まずは第1を抜粋して紹介したい。

本市が貸し付ける予定としている IR 事業用地については、当然、かかる IR 事業としての利用目的や規模等を踏まえる必要があり、その事業用地としての適正確保が必須である。

本市土地関連責任の対象となる事象は、いずれもいわゆる契約不適合となる可能性が大きく、これについて契約上何らの手当てもしない場合は、人命や安全上の問題をはじめ、当該事象に起因する責任を本市として全て負担せねばならないおそれがあるところ、IR 事業においては、このような土地に起因する所有者責任はもとより、大阪 IR 実現の効果や大阪臨海部のまちづくり等の政策的な観点を踏まえ、本市が土地所有者として、IR 事業用地としての適正確保につき一定範囲で責任(本市土地関連責任)を負うことにしたものである。

かかるあり方は、IR 事業を推進する上での土地所有者と事業者(借主)間におけるリスク分担として相当であり、契約協議やその定め方を含め何ら違法・不当な点はないと考えているところであり、完全無責な従前の埋立地の取り扱いと異なるとか、無限定・無条件な責任負担であるなどとして違法・不当を言う請求人の主張には根拠はないと思料する。

大阪市に再三にわたり情報公開請求して、大阪市と IR 事業者の「やりとり」を入手資料から検討してきたので、大阪市の居直りのような反論は理解に苦しむ。続報したい。

(2022年7月25日)